

高松市認定こども園の認定の要件に関する 条例(仮称)の制定について

平成30年1月11日

高松市 健康福祉局

こども未来部 こども園総務課

1 第8次地方分権一括法の公布に伴う関係法の改正について

第8次地方分権一括法

(平成30年6月27日公布。平成31年4月1日施行)




認定こども園法改正

幼保連携型以外の認定こども園の認定について、

【従前】「都道府県及び指定都市」の条例で要件を定め、
「都道府県知事及び指定都市の長」が認定する。

【改正後】「都道府県及び指定都市等（中核市を含む。）」の条例で要件を定め、
「都道府県知事及び指定都市等（中核市を含む。）の長」が認定する。

権限	都道府県	中核市
幼保連携型認定こども園の認可等		○
上記以外の認定こども園の認定等	○	 H31.4.1から移譲

2 認定こども園の類型及び認定等の権限について

認定こども園の類型

類 型	性 格
幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

認定こども園の認定等の権限

- H27. 4.1 施行 認定こども園法の改正（子ども・子育て支援新制度の本格スタート）
 学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ、新たな幼保連携型認定こども園が創設
 認可等の事務・権限 ⇒ 都道府県及び指定都市等（中核市を含む。）
- H30. 4.1 施行 認定こども園法の改正（第7次地方分権一括法）
 幼保連携型以外（幼稚園型・保育所型・地方裁量型）の認定こども園
 認定等の事務・権限 都道府県 ⇒ 都道府県及び指定都市

3 中核市への事務・権限の移譲に伴う条例制定について

- ・ 今回の移譲に伴い、現在の香川県の条例を参考に、
高松市においても認定要件を定める条例を制定

条例で定める要件	項目	施行日
幼保連携型以外の認定こども園の認定要件	趣旨、職員配置、職員資格、施設設備、教育及び保育の内容 など	H31.4.1施行

これらの認定要件については、国から府省令によって2つの基準が示されている。

- ① 従うべき基準 …必ず適合しなければならない基準
(認定こども園の施設類型の定義など)
- ② 参酌すべき基準…地域の実情に応じて異なる内容を定めることが可能な基準

4 条例制定の基本的な考え方

新たに制定する本市の条例の認定要件のうち、参酌すべき基準については、現時点の香川県の基準を踏襲することを基本とする。

国の参酌すべき基準のうち、

(1) 国基準（＝県基準）を市基準として考えるもの

●職員配置や施設設備など（P5）

●国の指針等が示す教育及び保育の内容の実施など（P6）

国基準は必要十分なものであり、国と異なる基準とするべき独自・地域的基準はないと考えるもの

(2) 県の上乗せ基準を市基準として考えるもの

●管理運営に係る子どもの健康・安全の確保や教育及び保育の質の向上など（P7、8）

高松市の幼保連携型認定こども園の認可基準においても、同内容の項目が、市上乗せ基準として定められているもの

5 国の参酌すべき基準（＝県基準）を市基準とするもの（その1）

項目	国基準（＝県基準）（抜粋）	市の考え方
職員配置	<p>子どもの年齢に応じた職員の配置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満1歳未満の子ども 3:1 ・ 満1歳以上満3歳未満の子ども 6:1 ・ 満3歳以上満4歳未満の子ども 20:1 ・ 満4歳以上の子ども 30:1 	国基準のとおり
職員資格	<p>職員の必要資格について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満3歳未満の子ども 保育士資格が必要 ・ 満3歳以上の子ども 保育士資格、幼稚園教諭免許の併有が望ましい (いずれかでも可) 	同上
施設設備	<p>園に設けなければならない設備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室等を備えなければならない 	同上
	<p>保育室又は遊戯室の必要面積について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室又は遊戯室の面積は満2歳以上の子ども1人 1.98㎡以上 	同上
	<p>屋外遊戯場の必要面積について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満2歳以上の子ども1人 3.3㎡以上 	同上

5 国の参酌すべき基準（＝県基準）を市基準とするもの（その2）

項目	国基準（＝県基準）（抜粋）	市の考え方
教育及び保育の内容	<p>教育及び保育の実施内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領、保育所保育指針に基づかなければならない 	国基準のとおり
保育者の資質の向上等	<p>教育及び保育従事者の資質の向上について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育及び保育に従事する者の資質向上を図らなければならない 	同上
子育て支援	<p>子育て支援事業の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て相談や親子のつどいの場の提供等、保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること 	同上
管理運営等（園長）	<p>園長の設置、提供機能の一体的な管理運営の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人の園の長を置き、すべての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない 	同上
管理運営等（表示）	<p>認定こども園である旨の公衆に対する表示について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物又は敷地の公衆の見やすい場所に認定こども園である旨の表示をしなければならない 	同上

6 国の参酌すべき基準に対する県の上乗せ基準を市基準とするもの

項目	国基準	県基準	市の考え方
①保育者の資質の向上等（研修）	こども園の長も含め、 <u>職員</u> に対し、研修を実施すること。	研修の実施対象を「 <u>すべての職員</u> 」としている。	県基準のとおり
②管理運営等（健康・安全の確保の体制の整備）	<u>耐震、防災、防犯等</u> 子どもの健康及び安全を確保する体制を整えること。	<u>防災、防犯、感染症対策等</u> 子どもの安全の確保及び健康の保持増進を図る体制を整えること、としており、 <u>感染症対策</u> が明示されている。	同上
③管理運営等（評価と業務の質の向上）	自己評価、外部評価を行い、教育及び保育の質の向上に <u>努め</u> ること。	「 <u>質の向上を図ること。</u> 」と規定しており、努力義務から義務としている。	同上

7 県独自の上乘せ基準を市基準とするもの

項目	県基準（抜粋）	市の考え方
④管理運営等 （非常災害対策計画）	非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、園の建物の見やすい場所に、概要を掲示すること。	県基準のとおり
⑤管理運営等 （連携協力体制）	あらかじめ他の社会福祉施設等、県、市町、関係機関、地域住民等との非常災害時の連携協力体制を整備するよう努めること。	同上
⑥管理運営等 （記録の整備）	教育及び保育の提供に関する記録を整備し、保存すること。	同上
⑦管理運営等 （給食における 地産地消の推進）	給食は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工した食品を積極的に使用するよう努めること。	同上

(参考) 本市の認定こども園の状況

市内の私立認定こども園の認可等の状況

類 型	平成30年4月1日現在	平成31年4月1日予定
幼保連携型	10園	+2園（保育所からの移行）※
幼稚園型	6園	なし
保育所型	なし	なし
地方裁量型	1園	なし
合 計	17園	19園

※移行に向けて調整中